

住宅

住宅新築・エコリフォームに特典

「復興支援・住宅エコポイント」として再開



平成23年11月21日、第3次補正予算が成立し、今年7月31日で期限が切れた「住宅エコポイント」が住宅の省エネ化、住宅市場の活性化に加え東日本大震災での被災地復興支援を目的に「復興支援・住宅エコポイント」として、再開することが決まりました。以下は、再開後の住宅エコポイントの概要です。



復興支援・住宅エコポイントの概要

【エコ住宅の新築】

被災地※ : 300,000ポイント  
被災地以外 : 150,000ポイント

住宅用太陽熱利用システム(ソーラーシステム)を設置する場合は、上記に20,000ポイントを加算

※被災地 岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部(10県221市町村)

●工事内容 ①または②

- ①省エネ法の**トップランナー基準**相当の住宅  
②平成11年基準「**次世代省エネ基準**」を満たす**木造住宅**  
※①、②いずれも登録住宅性能評価機関発行「エコポイント対象住宅証明書」が必要(ただし、『フラット35S適合証明書(省エネルギー)』を活用できる場合有り)

●工事対象期間

平成23年10月21日～平成24年10月31日に着工したものが対象

●ポイント発行申請(竣工後に実施)期間

平成24年1月25日～  
一戸建ての住宅 : 平成25年 4月30日まで  
共同住宅等(階数が10以下) : 平成25年10月31日まで  
(階数が11以上) : 平成26年10月31日まで

【エコリフォーム】

工事内容に応じ2,000～100,000ポイント  
上限: 30,000ポイント

※耐震改修を併せて行う場合 上限450,000ポイント

●工事内容 窓、外壁、天井・屋根または床のリフォーム

併せて以下の工事を行う場合はポイントを加算

- バリアフリー工事・・・上限50,000ポイント  
省エネ住宅設備の設置・・・20,000ポイント  
(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)  
耐震改修工事・・・150,000ポイント  
リフォーム瑕疵保険加入・・・10,000ポイント

●工事対象期間

平成23年11月21日～平成24年10月31日に工事着手したものが対象

●ポイント発行申請(工事完了後に実施)期間

平成24年1月25日～平成25年1月31日まで  
※共同住宅等で耐震改修有(階数が10以下) : 平成25年10月31日まで  
共同住宅等で耐震改修有(階数が11以上) : 平成26年10月31日まで

ポイント交換対象

①省エネ・環境配慮商品 ②被災地支援(被災地の産品・製品、被災地への義援金・寄付、被災地の商品券等) ③追加工事への即時交換  
※②被災地支援にポイントの半分以上を充当することが必要 ※全国型の商品券・プリペイドカード、被災地以外の地域産品・商品券への交換は行わない

※②制度の詳細、申請書式などは「国土交通省」または「住宅エコポイント事務局」のホームページで確認してください。



省エネ住宅なら、いま、住宅ローンの金利が下がります。

エコ住宅や長期優良住宅の取得を応援します

当初5年間の金利引き下げ幅を拡大!!

新築住宅の基準	
【フラット35】Sエコ(金利Aプラン)	次の①～④のうちいずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。 ①「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準(通称トップランナー基準)」に適合する住宅(一戸建てに限る) ②長期優良住宅 ③省エネルギー対策等級4の住宅で、かつ、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 ④省エネルギー対策等級4の住宅で、かつ、高齢者等配慮対策等級4または5の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
【フラット35】Sエコ(金利Bプラン)	省エネルギー対策等級4の住宅

※上記基準の他、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他の融資基準を満たす必要があります。  
※中古住宅の基準、各技術基準の詳細については、フラット35サイトをご覧ください。

- 省エネルギー性に優れた住宅<sup>※1</sup>や長期優良住宅に対して、一定期間の金利を引き下げます。東日本大震災の被災地<sup>※2</sup>で住宅を取得する場合は、一定期間の金利をさらに引き下げます。
- 対象期間は、平成23年12月1日以降の資金お受け取り分から、平成24年10月31日のお申し込み分まで<sup>※3</sup>です。

※1 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることが必要となります。  
※2 被災地とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第3項の「特定被災区域」です。  
※3 【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付を終了する場合は、終了する約3週間前までに、フラット35サイト(www.flat35.com)等でお知らせします。

東日本大震災からの復興と、省エネルギー性に優れた住宅の普及のために、従来の【フラット35】Sよりも、金利引下げ幅を拡大した【フラット35】Sエコが生まれました。

対象となる住宅の条件などの詳細は

または、お客様コールセンター ☎0570-0860-35へお電話を。

営業時間 毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除く。) ※ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ



【フラット35】Sエコ 誕生

